

社会福祉法人ごまどう福祉会
評議員、役員報酬の支給に関する規程

(目的)

第1条 定款第8条及び第21条に規定する評議員、役員報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 報酬として支給する金額については、次にとおりとする。

理事長	年額	30,000円
評議員	年額	15,000円
理事	年額	15,000円
監事	年額	15,000円

ただし、施設長は除くものとする。

(報酬の支払時期)

第3条 報酬の支給は、毎年3月31日に支給するものとする。

2 支払日が土日に当たるときはその前日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

1. この規程は、平成6年8月1日から適用する。

平成25年4月1日 一部改正

平成29年6月16日 一部改正